

令和4年度 第10回

郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和5年2月16日（木）

15時00分～

場所 県民健康センター2階大ホール

会長挨拶

協議事項

- 1 会長・副会長・常任理事協議事項について

【都市医師会長検討事項】

- 1 健康診断書の就業可否の項目について
野崎 比企医師会長

報告事項

- 1 新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の受入医療機関について
桃木常任理事
登坂（英）常任理事

- 2 医療事故調査制度の相談事案（令和4年12月分）について
松本常任理事

※件数 2件

- 3 診療に関する相談件数等について（令和5年1月分）（資料なし）
松本常任理事

※件数 0件

4 産業医委嘱契約書の確認について

寺師常任理事

5 埼玉県診療報酬請求書審査委員会委員の推薦について

小室常任理事

6 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

- 1 「HPKI のリモート署名における電子署名について」に関する周知について（4枚）

小室常任理事 日医

- 2 厚生労働省委託事業令和4年度「医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業」にかかる研修の追加開催について（4枚）

小室常任理事 日医

- 3 医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第2版）について（45枚）

登坂（英）常任理事 日医

- 4 「電子処方箋管理サービスの運用改正等について」の改正等について（27枚）

登坂（英）常任理事 県保健医療部

野崎 比企医師会長

郡市医師会長会議検討テーマ

日付

都市医師会名：比企医師会

検討テーマ：健康診断書の就業可否の項目について

要旨：

① 就職時診断書への「就労に支障はない」という文言について

「雇い入れ時の健康診断」において、診断書に「就労に支障はない」という文言を入れてもらうように雇用主から言われている、と依頼されることがある。「雇い入れ時の健康診断」は労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条に基づく法定健診であり、健診項目は法令で定められており、就労開始後の健康管理と労務配置や就業管理上の資料となるものとされているが、就労と作業管理に関する健康診断と健康管理は職場の実態を知っている産業医の職務である（労働安全衛生法第13条、同規則第14条）。したがって、労働者から依頼された健診医は、診断項目と診断内容からみた、健康上の判断のみにとどまるべきであり、健康上異常はないといった所見は記載できるが、「就労に支障はない」という文言を入れる必要はないと考えますがいかがでしょうか。

② 健康診断事後措置としての『就業判定』について

二次健康診断の結果に基づき、健康診断事後措置として、労働者が就業を続けることが可能かを求められることがある。事業者は労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に基づき、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、健康診断機関の医師等は当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療など）に関する判定を行うことが定められている（安衛法第66条の5）。しかし、二次健康診断の結果に基づき、健康診断事後措置として、労働者が就業を続け

ることが可能かどうかの『就業判定』は、産業医が実施するものである。産業医は健康診断の結果を確認し、通常勤務、就業制限、要休業といった3区分で就業判定を行うことが定められていることから、二次健康診断の実施において、『就業判定』を行う必要はないと考えますがいかがでしょうか。

③ 臨時の任用職員採用時の健康診断証明書における「勤務についての制限」について

埼玉県公立学校教職員(臨時の任用)採用時の健康診断証明書において、「日常生活及び勤務に関する制限」の記入が求められている。一般的に「雇い入れ時の健康診断」に該当する健診であり、健診医は、診断項目と診断内容からみた健康上の判断のみにとどまるべきであり、「勤務についての制限」という項目に回答する必要はないと考えますがいかがでしょうか。

なお、臨時の任用採用時では下記の如く、雇い入れ時の健康診断に定める必須採血項目はルーチンには実施せず、条件付きで一部採血検査の実施と結果判定を求めています。

1) 血圧; 安静座位の数値が収縮期140mmHg、拡張期90mmHgを超えるときは、・総コレステロール・尿素窒素 * 尿蛋白定量 * 尿沈査・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール・クレアチニン・トリグリセライドを測定

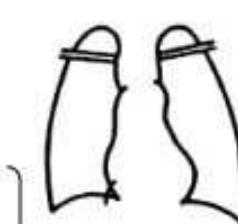
2) 尿蛋白; 早朝尿が陰性でない場合は・尿蛋白定量・尿素窒素・尿沈査・クレアチニン測定

3) 尿糖; 食後2時間の尿が陰性でない場合は・血糖・ヘモグロビンA1を測定
このことは労働安全衛生規則第43条違反とならないのか。

以上県医師会の見解や各都市医師会のご意見を伺いたく提出させて頂きました。

健 康 (診 断) 証 明 書

※ 太線内は受診者本人が記入してください。

ふりがな 氏名		性別		生年月日	昭和・平成 年 月 日				
		年齢	歳	電話番号					
住 所	〒								
既 往 歴	(何歳頃、病名、治療の有無、完治等)		身長	cm	体重	kg	BMI		
	視力	裸眼 右 左	矯正 右 左						
現 状	伝染性疾患								
	神経性疾患								
	腎臓疾患								
	腎臓疾患								
	肝臓疾患								
	糖尿病								
	その他の 疾患								
	精神障害								
	視覚障害								
	言語障害								
運動障害									
胸部エックス線検査	年 月 日 撮影		その他(性状や部位についての備考)を記して下さい						
直接			日常生活についての制限 無						
所見なし			日常生活についての制限 有						
所見あり 内容			<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; margin-right: 20px;"> <p>動悸についての制限 無</p> <p>動悸についての制限 有</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; font-size: 2em; margin-top: -10px;">〔</div> <div style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px; font-size: 2em; margin-top: -10px;">〕</div> </div>						

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

医療機関名

(住所・電話番号)

診療科名

医師氏名

㊞

裏面をご参照ください。

(埼玉県教育委員会使用欄)

判 定	左記のとおり判定する。		
	年 月 日		
	医療機関名	さいたま市浦和区高砂 3-14-21	
	埼玉県教育局教育総務部福利課分室		
	医師氏名	㊞	

参考;本事案に関連する、**労働安全衛生法**、**労働安全衛生規則**

雇入時の健康診断

労働安全衛生法第66条第1項～第6項

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

(自発的健康診断の結果の提出)

第六十六条の二 午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間における業務(以下「深夜業」という。)に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断(前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。)の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

(健康診断の結果の記録)

第六十六条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると

診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならぬ。

(健康診断実施後の措置)

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。)への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

(健康診断の結果の通知)

第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(労働安全衛生規則第43条)

常時使用する労働者を雇い入れるときは、次の項目について健康診断を行わなければならないことになっています。なお、雇入時は、年齢にかかわらず、すべての項目について行う必要があります。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう)の検査
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)
- 7 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP の検査)
- 8 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライドの検査)
- 9 血糖検査(HbA1cでも可)
- 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 11 心電図検査

産業医の関係法令

● 労働安全衛生法 第13条(産業医等)

- 1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。
- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第13条の2

事業者は、前条第1項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

● 労働安全衛生規則

第13条(産業医の選任)

- 1 法第13条第1項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 - 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
 - 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。
 - イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - ヘ さく岩機、鉄(びょう)打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱い等重激な業務
 - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - ヌ 深夜業を含む業務
- 2
 - ル 水銀、砒(ひ)素、黄りん、弗(ふつ)化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒(ひ)素、黄りん、弗(ふつ)化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ず

る有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

ワ 原体によって汚染のおそれが著しい業務

カ その他厚生労働大臣が定める業務

三 常時3000人をこえる労働者を使用する事業場にあっては、2人以上の産業医を選任すること。

(第2項以下略)

第14条(産業医及び産業歯科医の職務等)

1 法第13条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

一 健康診断及び面接指導等(法第66条の8第1項に規定する面接指導(以下「面接指導」という。)及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 作業環境の維持管理に関すること。

三 作業の管理に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

六 衛生教育に関すること。

七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 法第13条第2項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。

一 法第13条第1項に規定する労働者の健康管理等(以下「労働者の健康管理等」という。)を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者

二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの

三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの

四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師(常時勤務する者に限る。)の職にあり、又はあつた者

五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

3 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 事業者は、産業医が法第13条第3項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

(第5項以下略)

第15条(産業医の定期巡視及び権限の付与)

1 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければな

らない。

2 事業者は、産業医に対し、前条第1項に規定する事項をなし得る権限を与えるべきである。
第15条の2(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

1 法第13条の2の厚生労働省令で定める者は、国が法第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報の提供その他の必要な援助の事業(次項において「地域産業保健センター事業」という。)の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師とする。

2 事業者は、法第13条第1項の事業場以外の事業場について、法第13条の2に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるものとする。

附則(H8.9.13)

第2条(法第13条第2項の厚生労働省令で定める要件を備えた者に関する経過措置)

次の各号に掲げる者は、第1条(注:平成8年10月1日施行であること)による改正後の労働安全衛生規則第14条第2項の規定にかかわらず、労働安全衛生法第13条第2項の厚生労働省令で定める要件を備えた者とする。

- 一 この省令の施行の日前に新規則第14条第2項第一号に規定する研修に相当する研修として厚生労働大臣が定めるものの受講を開始し、当該研修を修了した者
- 二 平成10年9月30日において労働安全衛生法第13条第1項の産業医として同項に規定する労働者の健康管理等を行った経験年数が3年以上である者

寺師常任

産業医委嘱契約書の確認について

令和5年1月20日～令和5年2月9日 合計4件(新規0件・更新4件)

No.	都市医師会名		産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
1	5	熊谷市	松本 圭二	松本医院	深谷市白草台2909-63 日本光電富岡株式会社 川本事業所	当初契約時、医療機関が深谷市に所在	会員	更新
2	9	北足立郡市	渡辺 勝巳	わたまクリニック	鴻巣市三ツ木61-1 持田製薬工場株式会社 埼玉工場		会員	更新
3	26	春日部市	岩松 千里	岩松医院	春日部市内牧2072番地 社会福祉法人 清寿会		会員	更新
4	31	埼玉医科大学	丸木 リサ	埼玉医科大学病院	入間郡越生町古池700 株式会社 ニューサンピア埼玉おごせ		会員	更新

小室常任

埼医業Ⅱ第2182-1号
令和5年2月 日

都市・大学医師会長 殿

埼玉県医師会長 金井忠男
(担当常任理事 小室保尚)

埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員の推薦について（依頼）

標記の件につきまして、令和5年5月31日を以て任期満了となることに伴い、社会保険診療報酬支払基金理事長、健康保険組合連合会埼玉連合会長、全国健康保険協会埼玉支部長、地方職員共済組合埼玉県支部長から後任の推薦依頼がありました。

つきましては、別紙の注意事項にご留意のうえ、履歴書（新規 審査委員のみ）を添えて、4月10日（月）までにご推薦いただきたくお願い申し上げます。

なお、貴会から選出されております審査委員につきましては、別添名簿（令和5年5月31日任期満了）のとおりです。

担当：埼玉県医師会業務II課（飯野）
電話：048-824-2611
FAX：048-822-8515
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp

推薦にあたっての注意事項

1. 社会保険診療報酬請求書審査委員選任基準では、「原則として、70歳以上の者については再任しない」と記されていますが、内規により特例で73歳まで延長が可能とされています。今回、交代していただきたい審査委員は、退任を希望されている委員と令和5年6月1日現在で74歳以上の方（特例を除く）であり、名簿の備考欄に※を記しました。特例で再任可の方も、備考欄にその旨記しました。

支払基金では、年齢に抵触しない限り、審査業務に精通されている現審査委員には引き続き続けていただきたい意向ですが、退任を希望されている審査委員がおられましたら、交代していただいて差し支えありません。

2. 交代される審査委員の選出・推薦にあたっては、次の点にご留意ください。

①診療科目・代表区分は前任審査委員と同じものとなります。

②後任審査委員は、担当科の各医会長（別添名簿）に相談し、ご了承をいただいてください。

③後任審査委員は、令和5年6月1日現在で70歳未満であることにご配慮ください。

④推薦する審査委員がいない場合は、県医師会で検討させていただきますので、お早めにご一報ください。

⑤新任期は令和5年6月1日～令和7年5月31日までの2年間となります。

⑥審査委員会は「診療担当者代表」・「保険者代表」・「学識経験者代表」の三者構成となっており、代表区分は支払基金により変更される場合もありますので、ご了承ください。

3. 審査委員の執務状況及び報酬は次のとおりです。

●執務状況：執務日は毎月22日頃から7日間程度。支払基金では少なくとも3日間（1日あたり4時間程度）執務できる方を希望しています。「初日打合せ会（1日目）」「審査研究会（再審査部会（1日目））」（それぞれ午後3時から）への出席についてご配意ください。

●報酬：審査総時間のうち10時間までは87,600円、審査総時間が10時間を超えた場合に46時間まで適宜加算する。最初の6時間（2時間ごと）20,000円×3

つぎの6時間（2時間ごと）15,000円×3

つぎの6時間（2時間ごと）10,000円×3

46時間まで（2時間ごと）5,000円×9

●社会保険診療報酬支払基金 北関東地域審査事務センター 埼玉審査委員会事務局
所在地：さいたま市浦和区領家3-18-1 電話 048-882-6631（審査企画課）

添付資料 資料1. 埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員名簿

資料2. 埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員名簿（報告用）

資料3. 履歴書 様式

資料4. 関係医会長名簿

資料5. 令和4年度埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会開催日



重 要 性 分 類 I
埼 セ 事 管 002405
令 和 5 年 2 月 7 日

埼玉県医師会
会長 金井忠男 殿

社会保険診療報酬支払基金
理事長 神田裕二

審査委員の推薦について（依頼）

平素は、当基金の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会の審査委員の任期は来る 5 月末日をもって満了となり、新たなご推薦によって、6 月 1 日付けで委嘱することになります。

つきましては、ご多用中まことに恐縮でございますが、支払基金における審査の重要性に鑑み、社会保険の公共性をよく理解され、知識と経験を有する方で、例月 20 日頃から 7 日間審査委員会に出席され、審査に従事できる適任者を下記により履歴書を添付（再任の場合は省略）の上、別紙「審査委員推薦名簿」の様式をもって 4 月 24 日（月曜日）までにご推薦賜りたく、ご依頼申し上げます。

なお、外部の団体等から審査委員氏名等の開示請求があった場合につきましては、「支払基金が保有する情報の開示」の観点から、氏名のみ開示することがありますことを被推薦者にお伝えいただき、了承賜るようお願い申し上げます。

また、情報開示することによる審査委員への苦情等が寄せられた場合につきましては、審査委員会と連絡を密にして、支払基金が責任をもって適切に対処いたしますことを申し添えます。

おって、ご推薦いただいた審査委員の任期は令和 7 年 5 月 31 日までの 2 年となりますので、あらかじめお含みおきくださるよう併せてお願い申し上げます。

記

診療担当者代表 医科 50 人（別紙 2 参照）

診療科別審査委員数

令和5年6月以降

診療科	現員	代表区別審査委員数(目安)
		診療担当者
内科	67	24
精神科	4	1
小児科	8	4
外科	19	6
整形外科	14	4
脳神経外科	3	0
心臓血管外科	2	0
皮膚科	6	2
泌尿器科	3	0
産婦人科	8	2
眼科	8	4
耳鼻科	9	3
医科 計	151	50

(案)

重 要 性 分 類 I
埼 セ 事 管 002405
令 和 5 年 2 月 00 日

地方職員共済組合埼玉県支部
支部長 大 野 元 裕 殿

社会保険診療報酬支払基金
理事長 神 田 裕 二

審査委員の推薦について（依頼）

平素は、当基金の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会の審査委員の任期は来る 5 月末日をもって満了となり、新たなご推薦によって、6 月 1 日付けで委嘱することになります。

つきましては、ご多用中まことに恐縮でございますが、支払基金における審査の重要性に鑑み、社会保険の公共性をよく理解され、知識と経験を有する方で、例月 20 日頃から 7 日間審査委員会に出席され、審査に従事できる適任者を下記により履歴書を添付（再任の場合は省略）の上、別紙「審査委員推薦名簿」の様式をもって 4 月 24 日（月曜日）までにご推薦賜りたく、ご依頼申し上げます。

なお、外部の団体等から審査委員氏名等の開示請求があった場合につきましては、「支払基金が保有する情報の開示」の観点から、氏名のみ開示することがありますことを被推薦者にお伝えいただき、了承賜るようお願い申し上げます。

また、情報開示することによる審査委員への苦情等が寄せられた場合につきましては、審査委員会と連絡を密にして、支払基金が責任をもって適切に対処いたしますことを申し添えます。

おって、ご推薦いただいた審査委員の任期は令和 7 年 5 月 31 日までの 2 年となりますので、あらかじめお含みおきくださるよう併せてお願い申し上げます。

記

保険者代表 医 科 6 人（別紙 2 参照）

歯 科 1 人

診療科別審査委員数

令和5年6月以降

診療科	現員	代表区分別審査委員数(目安)
		保険者(共済組合)
内科	67	4
精神科	4	0
小児科	8	1
外科	19	1
整形外科	14	0
脳神経外科	3	0
心臓血管外科	2	0
皮膚科	6	0
泌尿器科	3	0
産婦人科	8	0
眼科	8	0
耳鼻科	9	0
医科 計	151	6
歯科	35	1
調剤	3	0
合計	189	7

(案)

重 要 性 分 類 I
埼 セ 事 管 002405
令 和 5 年 2 月 00 日

全国健康保険協会 埼玉支部
支部長 柴 田 潤一郎 殿

社会保険診療報酬支払基金
理事長 神 田 裕二

審査委員の推薦について（依頼）

平素は、当基金の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会の審査委員の任期は来る 5 月末日をもって満了となり、新たなご推薦によって、6 月 1 日付けで委嘱することになります。

つきましては、ご多用中まことに恐縮でございますが、支払基金における審査の重要性に鑑み、社会保険の公共性をよく理解され、知識と経験を有する方で、例月 20 日頃から 7 日間審査委員会に出席され、審査に従事できる適任者を下記により履歴書を添付（再任の場合は省略）の上、別紙「審査委員推薦名簿」の様式をもって 4 月 24 日（月曜日）までにご推薦賜りたく、ご依頼申し上げます。

なお、外部の団体等から審査委員氏名等の開示請求があった場合につきましては、「支払基金が保有する情報の開示」の観点から、氏名のみ開示することがありますことを被推薦者にお伝えいただき、了承賜るようお願い申し上げます。

また、情報開示することによる審査委員への苦情等が寄せられた場合につきましては、審査委員会と連絡を密にして、支払基金が責任をもって適切に対処いたしますことを申し添えます。

おって、ご推薦いただいた審査委員の任期は令和 7 年 5 月 31 日までの 2 年となりますので、あらかじめお含みおきくださるよう併せてお願い申し上げます。

記

保険者代表 医 科 18 人（別紙 2 参照）

歯 科 4 人

診療科別審査委員数

令和5年6月以降

診療科	現員	代表区分別審査委員数(目安)
		保険者(協会けんぽ)
内科	67	9
精神科	4	0
小児科	8	1
外科	19	4
整形外科	14	1
脳神経外科	3	0
心臓血管外科	2	0
皮膚科	6	0
泌尿器科	3	0
産婦人科	8	0
眼科	8	0
耳鼻科	9	3
医科 計	151	18
歯科	35	4
調剤	3	0
合計	189	22

(案)

重 要 性 分 類 I
埼 セ 事 管 002405
令 和 5 年 2 月 00 日

健康保険組合連合会埼玉連合会
会 長 菊 池 勇 殿

社会保険診療報酬支払基金
理事長 神 田 裕 二

審査委員の推薦について（依頼）

平素は、当基金の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会の審査委員の任期は来る 5 月末日をもって満了となり、新たなご推薦によって、6 月 1 日付けで委嘱することになります。

つきましては、ご多用中まことに恐縮でございますが、支払基金における審査の重要性に鑑み、社会保険の公共性をよく理解され、知識と経験を有する方で、例月 20 日頃から 7 日間審査委員会に出席され、審査に従事できる適任者を下記により履歴書を添付（再任の場合は省略）の上、別紙「審査委員推薦名簿」の様式をもって 4 月 24 日（月曜日）までにご推薦賜りたく、ご依頼申し上げます。

なお、外部の団体等から審査委員氏名等の開示請求があった場合につきましては、「支払基金が保有する情報の開示」の観点から、氏名のみ開示することがありますことを被推薦者にお伝えいただき、了承賜るようお願い申し上げます。

また、情報開示することによる審査委員への苦情等が寄せられた場合につきましては、審査委員会と連絡を密にして、支払基金が責任をもって適切に対処いたしますことを申し添えます。

おって、ご推薦いただいた審査委員の任期は令和 7 年 5 月 31 日までの 2 年となりますので、あらかじめお含みおきくださるよう併せてお願い申し上げます。

記

保険者代表	医 科	26 人（別紙 2 参照）
	歯 科	7 人
	調 剤	1 人

診療科別審査委員数

令和5年6月以降

診療科	現 員	代表区分別審査委員数(目安)
		保険者(健康保険組合)
内 科	67	11
精神科	4	1
小児科	8	0
外 科	19	3
整形外科	14	4
脳神経外科	3	0
心臓血管外科	2	0
皮膚科	6	2
泌尿器科	3	1
産婦人科	8	3
眼 科	8	1
耳鼻科	9	0
医科 計	151	26
歯 科	35	7
調 剤	3	1
合 計	189	34